

- ・学校耐震化に関する意見
- ・介護保険計画の見直しに関する意見書
- ・介護労働者の人材確保と待遇改善に関する意見書

- ・社会保障関係費の2200億円削減方針の撤回を求める意見書

- ・生活用品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書
- ・特例一時金を50日に戻し、季節労働者対策の強化を求める意見書

- ・地域交通の確保に必要な財源の確保に関する意見書

意見書の取り扱いに係る調査特別委員会報告

○調査目的

本委員会は、意見書の取り扱いをめぐる各議員の発言の真相について調査する事を目的に設置されたものである。

議員は、自らの意思に基づいて賛否を決定すべきであり、議会を代表してその活動を主宰する議長には、全ての議員にこれを保障する責任がある。この点に照らして、道路の中

期計画の推進に関する意見書の取り扱いをめぐる奥村議長の発言が、どのような内容であったのか調査した。

○調査方法

本件は調査すべき資料が存在しないため、参考人質疑により調査した。招致した参考人は、次の4人である。

せたな町議会
議長 奥村 喜美男
議員 細川 伸 男
会長 佐藤 佑二

細川建設工業株式会社
代表取締役 新庄 隆一

委員会は、3月から10回開催され、9月17日に本報告を取りまとめたものである。なお、参考人質疑のための委員会開催日は、次のとおりである。

- 3月7日 第2回委員会
- 3月16日 第3回委員会
- 5月7日 第5回委員会
- 6月16日 第6回委員会
- 9月2日 第9回委員会

○調査結果

(1) 2月10日の高橋貞光後援会の席上、奥村議長は佐藤

建設協会長に対して、道路財源に関する意見書について、細川議員一人が反対しているので、全会一致の議決のために建設協会として協力しても

られないかとする協力依頼の発言を行い、これを受けて協会長は2月27日、細川建設(株)新庄社長に対し「細川議員には、意見書にぜひ賛成してほしいと伝えてくれ。」と要請、新庄社長は2月29日、細川議員に報告したものである。

(2) 新庄社長が「意見書に反対する会社には、ペナルティをかけることは出来ないかと奥村議長に言われたが、佐藤協会長は、それは出来ない」と断った。」と細川議員に報告したことについて、佐藤協会長は、「新庄社長のほうに奥村議長が言ったというふうに伝わったとしたら、私の言い方がまずかった。」と発言し、非を認めたと、これは、協会長に対する議長の協力要請の行為を反映したものである。

○調査所見

(1) 奥村議長は、2月8日の

議員協議会において、議会運営委員会に諮ることなく意見書に「全員皆さんの賛同をお願いしたい。」と発言し、議会運営の基準を無視する運びであるとして、厳しい批判を受けた。そのわずか2日後に、特定の議員が反対していると

して、全員一致の賛成のため建設協会長に協力要請を行ったことは、協会に所属する会社と議員に対する要求だと疑われても止むを得ないものであり、議長として軽率な行為であった。

(2) この度の案件は、調査すべき資料や物的証拠がないために、参考人質疑に頼らざるを得ないという、これまでとは異なる事情があった。加えて、細川議員の「発言のお詫びと訂正」についての評価や、佐藤参考人の再招致をめぐる意見の対立により、委員会が空転したことも調査が長引く要因となった。

7ヶ月という長期にわたる調査に対して、議会活動の停滞だとする町民からの厳しい批判が寄せられている。議会

のあり方に対する批判を真摯に受け止めて、一日も早く議会を正常化し信頼を回復するために、全力を尽くす必要がある。

また、右記の調査結果に伴い、奥村議長と小平議会運営委員会委員長の辞任となったものである。

議 会 構 成

奥村議長、小平議会運営委員会委員長の辞任に伴い、次のとおり議会構成が変更となりました。

なお、議長については選挙が行われ、桜井明雄議員が就任しました。

- 産業建設常任委員会
委員長 熊野 主税議員
- 議会運営委員会
委員長 細川 伸男議員
同委員会
副委員長 平澤 等議員
同委員 澤田 光子議員
同委員 本多 浩議員